

**17次公募は令和6年2月13日から申請受付開始！
ものづくり補助金のご紹介**

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 省力化（オーダーメイド）枠	3
■ 4. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例	5
■ 5. 申請～受給までのステップとポイント	6
■ 6. 最後に	8

17次公募は令和6年2月13日から申請受付開始！ ものづくり補助金のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」という）は、中小企業・小規模事業者等が生産性向上や持続的な賃上げに向けて取り組む、革新的な製品・サービス開発または精算プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を支援する制度です。

令和5年度補正予算で実施する17次・18次公募は、次のとおり申請枠が大きく変わります。

16次公募	17次・18次公募	
通常枠	省力化（オーダーメイド）枠	
回復型賃上げ・雇用拡大枠	製品・サービス高付 加価値化枠	通常類型
デジタル枠		成長分野進出類 型（DX・GX）
グリーン枠	グローバル枠	
グローバル市場開拓枠		

【17次・18次公募のポイント】

- 17次公募では「省力化（オーダーメイド）枠」のみの公募となる
- 「製品・サービス高付加価値化枠」「グローバル枠」については、18次公募で開始予定
- 17次公募に応募すると、18次公募には応募できない
- 17次と18次の補助事業実施期限は同じ2024年12月10日まで

ものづくり補助金の活用を検討中の方は、すべての枠の公募が開始されるのは18次となること、18次の補助事業実施期限は短いこと等を踏まえて、17次に応募するか18次に応募するかを検討するとよいでしょう。

なお、18次の公募要領は2024年1月25日現在まだ公開されていないため、本レポートでは17次公募（2024年3月1日17時締切）について紹介します。

◆対象者

国内に本社および補助事業の実施場所があり、次にあてはまる中小企業・小規模事業者等

- ・資本金または従業員数（常勤）が一定値以下の会社または個人の中小企業者
- ・「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定される、特定の組合に当てはまる中小企業者（組合・法人関連）
- ・一定の要件を満たす特定事業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人

◆補助対象経費

- ・機械装置・システム構築費
- ・運搬費
- ・技術導入費
- ・知的財産権等関連経費
- ・外注費
- ・専門家経費
- ・クラウドサービス利用費
- ・原材料費

◆基本要件

次の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定することが必要です。

(1) 付加価値額の増加

事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させること

(2) 給与支給総額の増加

事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させること
(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加させること)

※被用者保険の任意適用とは、従業員規模51名～100名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることを指します。

(3) 事業場内最低賃金の引き上げ

事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を毎年、地域別最低賃金+30円以上の水準とすること

特定の時点において上記の目標が達成できていない場合は、補助金の返還を求められることがあります。

■3. 省力化（オーダーメイド）枠

「省力化（オーダーメイド）枠」では、人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

※「デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）」とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に

じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。

例えば、次のような活用方法があります。

省力化（オーダーメイド）枠の活用イメージ

<p style="text-align: center;">製造業×多関節ロボット ×人手不足・組み立て動作ロスの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従来、海外の生産拠点で職人が手作業で行っていた組立工程を国内に集約するにあたり、AIや3Dカメラ、センサー等を用いた多関節ロボットを導入。 ● 組立に必要な全ての部品を供給するシステムを構築したことで、切替ロス無しで、流れてきた部品に依った、製品の1個流し生産を実現することが可能になった。 	<p style="text-align: center;">サービス業（小売・卸売） ×多関節ロボット×人手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲料陳列や在庫品出し作業において、AIシステム化された陳列棚の在庫管理システムと、連動して動く自動搬送ロボットを導入。 ● 3Dカメラ技術を使用してAIが自動で商品棚の在庫量を可視化することで、従業員は遠隔で不足している商品の種類と数を把握し、従業員からの指示に従って、ロボットが売り場に自動で商品を搬送し、商品棚に陳列を行う。
<p style="text-align: center;">食品製造業×多関節ロボット ×人手不足・手作業の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハンドラペラーを使い、手作業で冷凍商品のラベル貼付作業を行っていたが、納品時間の関係で深夜に渡り作業が発生したり、多人数での分散作業であることから、商品の管理ミスや不良品がでることが課題となっていた。 ● ロボット導入により箱単位でのラベルの自動貼付や箱の供給・排出が全自動で行えるようになり、作業工数の削減と作業のライン化を実現。 	<p style="text-align: center;">物流サービス業×自動荷役・積替ロボット ×高齢化・人手不足対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取扱商品が多種多様で在庫や入出荷タイミングが不規則な物流の集荷業務において、商品の保管規模に応じ、弾力的に荷役作業をロボット化できる単機能小型ロボットユニットを導入。 ● 当日の出荷指示データを基に決められた全カートの積載パターンに沿って、AGVがパレット/カートを運搬、ロボットが商品をつかみ、トラックバースへ運搬するまでを全自動化した。

（引用：[「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 17次公募要領 概要版」PDF](#)）

<申請要件>

基本要件に加え、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して労働生産性が2倍以上となる事業計画を策定すること
 ※労働生産性は「付加価値額（付加価値額の算出が困難な場合は生産量）/（労働人数×労働時間）」とします。完全自動化の場合は「（労働人数×労働時間）」を便宜的に「0.1」とします。
- ・ 3～5年の事業計画期間内に、投資回収可能な事業計画を策定すること
 ※投資回収年数は「投資額/（削減工数×人件費単価）」とします。
- ・ 外部SIerを活用する場合、3～5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSIer間で締結することとし、SIerは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること
 ※事業終了後、実績報告時点で確認をします。
 ※保守・メンテナンスに係る費用は補助対象外です。

<留意事項>

本事業に必要な資金について金融機関（ファンド等を含む）からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出する必要があります。

<補助上限額>

補助上限額は従業員数で決まります。

従業員数	補助上限額
5人以下	100万円～750万円
6～20人	100万円～1,500万円
21～50人	100万円～3,000万円
51～99人	100万円～5,000万円
100人以上	100万円～8,000万円

<補助率>

	補助金額 1,500万円まで	補助金額 1,500万円を超える部分
中小企業	2分の1	いずれも3分の1
小規模企業者 小規模事業者 再生事業者（※）	3分の2	

（※）再生事業者とは、中小企業活性化協議会等からの支援を受けると同時に再生計画等を策定中もしくは3年以内に計画が成立等した事業者のことをいいます。

■ 4. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限額が引き上げられます。基本要件に加え、次の3つの要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定する必要があります。

(1) 給与支給総額の増加

事業計画期間において、基本要件である給与支給総額を年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率平均4.5%以上（合計で年率平均6%以上）増加とすること

(2) 事業場内最低賃金の引き上げ

事業計画期間において、基本要件である地域別最低賃金+50円以上の水準とすることに加え、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を毎年、年額+50円以上増額すること

(3) 計画の提出

応募時に、上記2つの達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画（大幅な賃上げに取り組むための事業計画）を提出すること

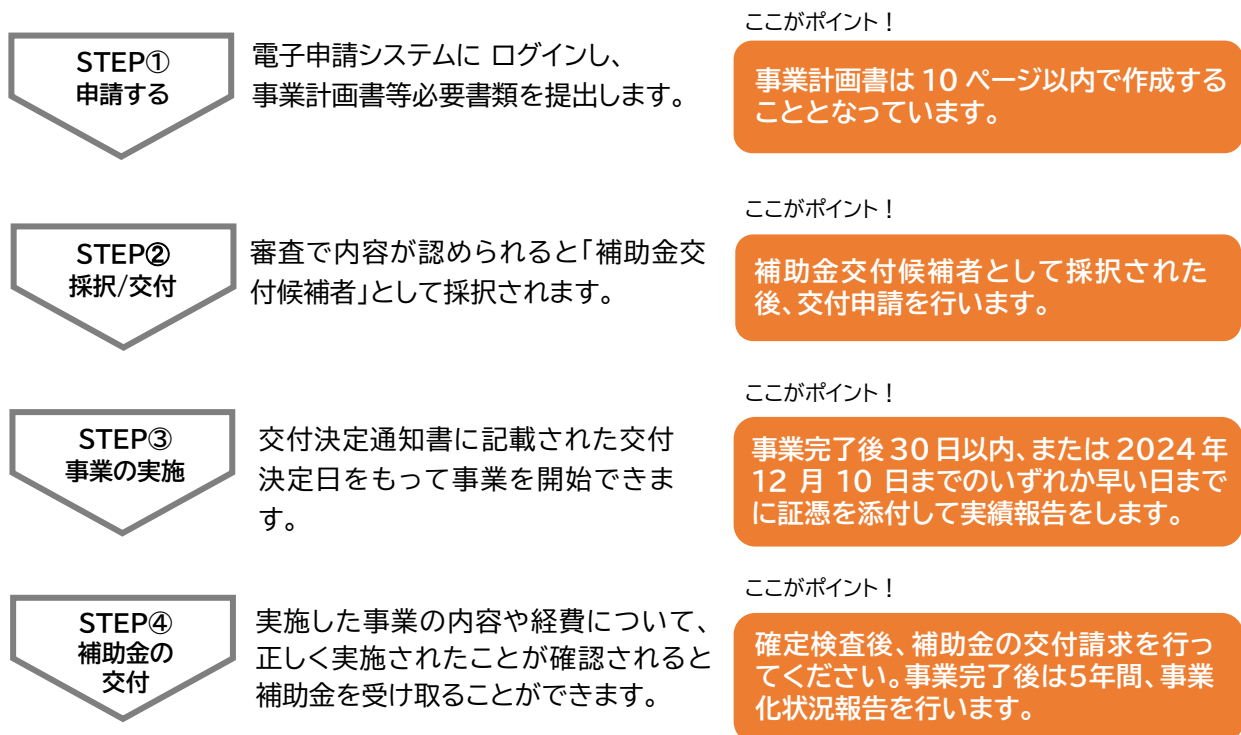
<補助上限額の引き上げ額>

従業員数で引き上げ額が決まります。

従業員数	引き上げ額
5人以下	250万円
6～20人	500万円
21～50人	1,000万円
51～99人	1,500万円
100人以上	2,000万円

補助率については、省力化（オーダーメイド）枠の補助率に準じます。

■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



申請は、電子申請のみです。G Biz ID プライムアカウントが必要です。未取得の方は事前に取得してください。

➤ [法人・個人事業主向け共通認証システム「gBizID」](#)

ものづくり補助金では、次の項目をもとに審査が行われます。採択されるためには、これらの項目を意識して事業計画書を作成しましょう。

審査項目	内容
補助対象事業としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者、要件等を満たしているか ・付加価値額等を達成する取組であるか
技術面	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容の革新性 ・課題や目標の明確さ ・課題の解決方法の優位性 ・技術的能力 ・開発内容の妥当性 ・労働生産性の向上
事業化面	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施体制 ・市場ニーズの有無 ・事業化までのスケジュールの妥当性 ・補助事業としての費用対効果
政策面	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への波及効果 ・ニッチトップとなる潜在性 ・事業連係性 ・イノベーション性 ・事業環境の変化に対応する投資内容
大幅賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ計画の内容とその根拠 ・継続性、企業の成長の見込み

また、審査において加点項目があり、要件に合致すると加点されます。例えば、創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）や、「経営革新計画」の承認を取得した事業者、国の政策に沿う取組を行う事業者等です。加点されると採択される可能性が高くなりますので、加点項目についても公募要領でしっかりチェックしましょう。

◆口頭審査の導入について

17次公募から補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者を対象に、オンラインでの口頭審査が導入されています。1事業者15分程度で、事業の適格性、革新性、優位性、実現可能性等の観点についての審査となっています。申請事業者以外の方の対応や同席は認められておらず、計画書に記載のない内容についても質問される可能性がありますので留意しておきましょう。

【口頭審査期間：2024年4月1日～2024年4月12日】

■ 6. 最後に

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和2年3月の開始以来、およそ3か月に1度、通年で公募が実施されてきましたが、令和5年度補正予算に基づく公募（17次・18次）は2回程度の実施予定です。17次・18次公募が終了したあとは未定ですので、申請の際は審査を意識してしっかり準備しましょう。

なお、18次公募で開始予定の「製品・サービス高付加価値化枠」に申請し、交付が決定した場合、厚生労働省の「[産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）](#)」と併給できる可能性があります。この助成金についても確認しておくことをおすすめします。

▼ものづくり補助金総合サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年1月25日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。